

川崎市における大気中揮発性有機化合物調査結果 (2016 年度)

Atmospheric Concentration of Volatile Organic Compounds in Kawasaki City (2016)

藤田 一樹
関 昌之

Kazuki FUJITA
Masayuki SEKI

福永 顕規
井上 雄一

Akinori FUKUNAGA
Takekazu INOUE

要旨

本研究所では、大気汚染防止法第 22 条に基づく常時監視項目となっている有害大気汚染物質の優先取組物質のうち、揮発性有機化合物 11 物質及び、独自の調査として、これらと同時分析可能な VOC 41 物質の計 52 物質についてモニタリング調査を実施している。本報告は、2016 年度調査結果をとりまとめたものである。

優先取組物質は、調査を開始した 1997 年度以降、年平均値が概ね低下または横ばいで推移しており、2008 年度以降は環境基準または指針値が定められている VOC 9 物質全てにおいて、環境基準を達成または指針値に適合している。2016 年度についても全調査地点において環境基準値または指針値を下回った。

キーワード: 揮発性有機化合物、キャニスター採取、ガスクロマトグラフ質量分析、有害大気汚染物質
Key words: Volatile organic compounds, Canister sampling, GC-MS analysis, Hazardous air pollutants

1 はじめに

1996 年 5 月に大気汚染防止法が改正され、地方公共団体は、有害大気汚染物質による大気汚染の状況の把握等に努めることとされた。

本市では、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」¹⁾ (以下、マニュアル) に基づき、測定方法が示された有害大気汚染物質について、市内 4 地点でモニタリング調査を計画的に実施している。

本報告は、このモニタリング調査のうち、揮発性有機化合物 (以下、VOC) の調査結果に加え、同時に実施している本研究所独自の調査結果をまとめたものである。

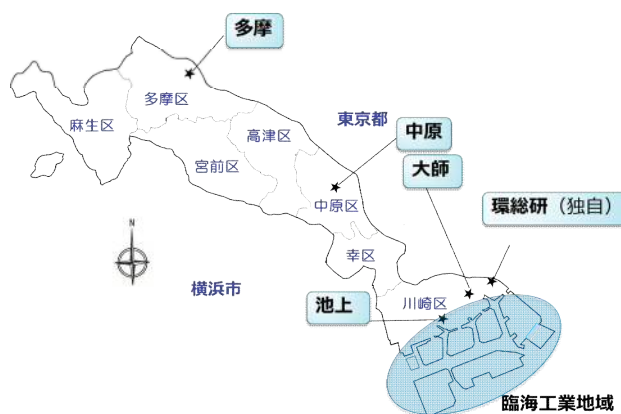


図 1 調査地点

2 調査方法

2.1 調査地点

調査地点を図 1 に示す。調査地点は、環境省の「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」²⁾ に基づいて設定された池上自動車排出ガス測定局 (以下、池上)、大師一般環境大気測定局 (以下、大師)、中原一般環境大気測定局 (以下、中原) 及び多摩一般環境大気測定局 (以下、多摩) の 4 地点に本研究所独自の調査地点として環境総合研究所 (以下、環総研) を加えた計 5 地点である。

環総研での調査については、固定発生源の多い臨海工業地域における環境実態の知見の蓄積を目的として 2013 年 2 月の当研究所開設以降実施している。

2.2 調査回数及び試料採取方法

2.2.1 調査回数

毎月 1 回、年 12 回調査した。

2.2.2 試料採取方法

内面をシリカコーティングした 6L の金属製容器 (以下、キャニスター) を加熱洗浄及び減圧し、図 2 のとおりパッ

シブサンプラーを取り付けた。試料採取は独自の調査地点を除いて委託業者によって実施され、毎分約 3 mL の流量で 24 時間連続採取が行われた。



図 2 試料採取装置

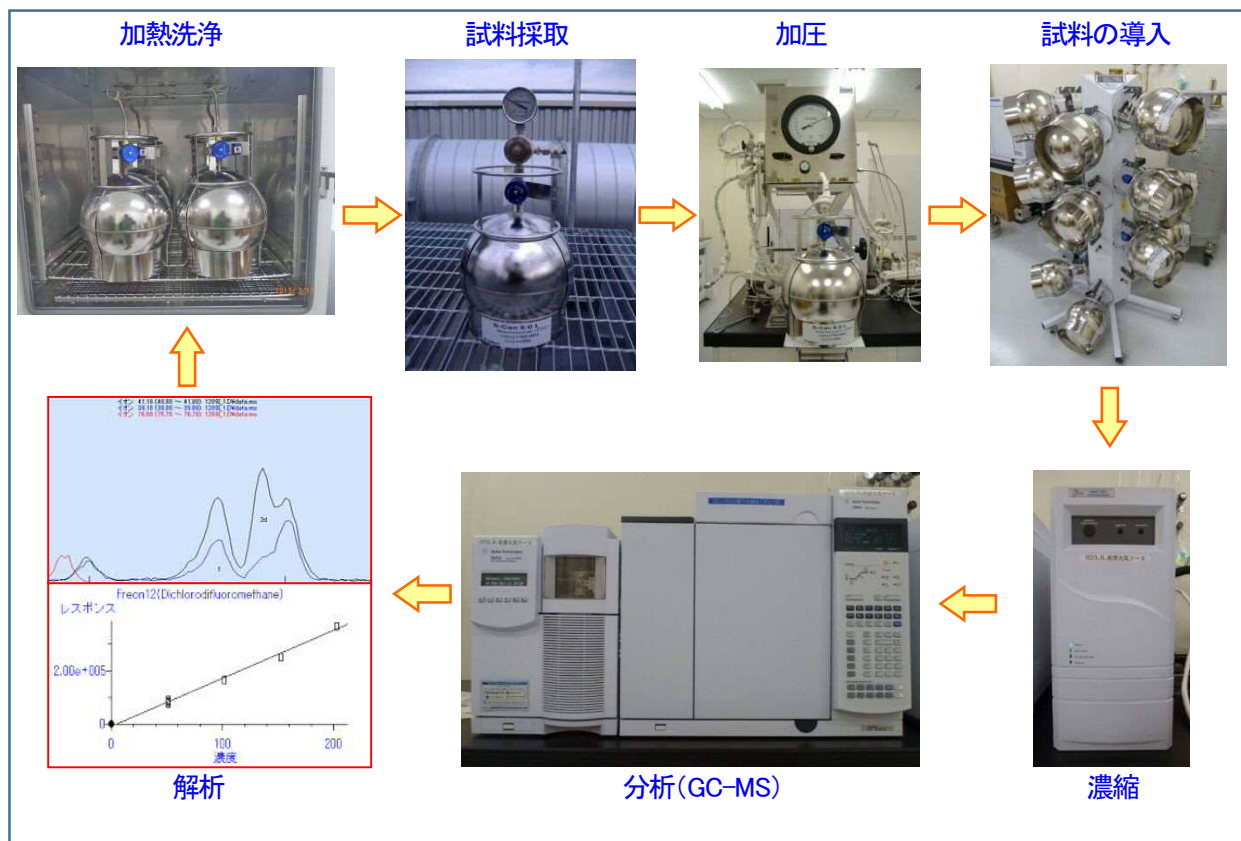


図3 VOC分析の流れ

2.3 調査対象物質

大気汚染防止法第22条に基づく常時監視項目となっている有害大気汚染物質の優先取組物質のうち VOC11 物質及び2.4.1の分析方法により同時分析可能な41物質の計52物質とした。(表1を参照)

優先取組物質以外の41物質については、環境リスク評価のための暴露量調査やフロン類の調査等を目的として実施している。

2.4 分析方法及び測定装置

2.4.1 分析方法

マニュアルの大気中のベンゼン等揮発性有機化合物(VOCs)の測定方法に準じてガスクロマトグラフ質量分析計(以下、GC-MS)により測定を行った。本研究における大気中VOC分析について、試料採取から結果解析までの一連の流れを図3に示す。

測定モード：SIM カラム：Rtx-624, Rxi-624sil
イオン化法：EI

2.4.2 測定装置

キャニスター洗浄装置：Entech 3100A
試料濃縮・加熱脱着装置：Entech 7100A
GC-MS：Agilent7890A/Agilent5975C inert XL

3 調査結果

3.1 概要

2016年度における各物質の年平均値を表1に示す。

年平均値は、マニュアルに準じて測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値を2で除した値とし、検出下限値以上の場合は、測定値をそのまま採用して、全測定値の算術平均値を求めている。なお、表中の「*」は、年平均値が測定した年度の検出下限値の最大値未満であることを示している。

また、優先取組物質11物質のうち、環境基準または指針値が設定されている物質については、環境基準値または指針値を表1に併せて示す。環境基準値及び指針値は長期的暴露による健康影響を考慮して設定された値であるため、年平均値との比較で評価される。

3.2 優先取組物質

調査を開始した1997年度以降、概ね低下または横ばい傾向を示している。各優先取組物質の過去5年間の経年推移を図4～14に示す。なお、2016年度は、環境基準または指針値が設定されている物質9物質において、全調査地点で環境基準を達成または指針値に適合した。

3.2.1 環境基準が設定されている物質

ベンゼンは、2007年度以前は環境基準非達成の年もあったが、2008年度以降は全調査地点において環境基準を達成している。2016年度は、全調査地点で各月の結果が環境基準値を超過した月がなかった。しかし、臨海部の池上、大師及び環総研においては他の調査地点と比較して年平均値が高く、また、臨海部では移動発生源の他に、ベンゼンを排出する固定発生源が多く存在していること

から、今後の調査結果について注視していく必要がある。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、年平均値が環境基準値を大幅に下回っており、調査地点間に大きな差はなく、概ね横ばいで推移している。なお、これらの3物質は調査を開始した1997年以降、全調査地点で環境基準を達成している。

3.2.2 指針値が設定されている物質

指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンの5物質については、独自の調査地点である環総研を含む全調査地点で指針値を下回った。

アクリロニトリル及び1,3-ブタジエンは、独自の調査地点である環総研において、年平均値が他の測定地点と比べると高く、気象条件によっては各月の環境濃度が指針値を上回る月もあるため、今後も濃度推移を注視していく必要がある。

塩化ビニルモノマーは、全調査地点において、年平均値が各月の検出下限値の最大値未満であり、指針値を大幅に下回っている。

クロロホルムは、全調査地点で指針値を大幅に下回っているものの、2014年度と同様、多摩で他の測定地点と比較して年平均値がやや高くなった。原因はこれまでのところ不明であるが、今後も濃度推移を注視していく。

1,2-ジクロロエタンは、全調査地点でほぼ同程度の濃度であり、指針値を大幅に下回っている。

なお、指針値が定められている5物質は調査を開始した1997年度以降、全調査地点で指針値に適合している。

3.2.3 塩化メチル及びトルエン

塩化メチルは、全調査地点において横ばいで推移しており、地点間の差もほとんど見られなかった。

トルエンは、多摩において他の調査地点と比較して濃度が高く、2015年度は年平均値が2014年度の約3倍の環境濃度となったものの、2016年度は2014年度と同程度であった。

3.3 その他の物質

モントリオール議定書における特定物質及び代替フロンを除く有機塩素化合物及び有機臭素化合物は、一部を除いて年平均値が各月の検出下限値の最大値未満であった。

エチルベンゼンやキシレンなどの芳香族炭化水素は、多摩で他の測定地点に比べて高い傾向が見られた。

モントリオール議定書における特定物質のうち、CFC類、1,1,1-トリクロロエタン及び四塩化炭素は、いずれも調査当初から低下傾向を示しており、近年は環境省が設定するバックグラウンド濃度³⁾付近で横ばいの推移をしている。また、HCFC類及び代替フロンは年平均値がほぼ横ばいまたはやや低下傾向を示しており、近年はバックグラウンド濃度との差が小さくなってきている。

n-ヘキサンは2015年度⁴⁾に多摩で他の調査地点と比較して濃度が高かったが、2016年度は地点間の差が小さか

った。

4 まとめ

環境基準及び指針値が設定されている物質について、2016年度は全調査地点で環境基準値及び指針値を下回った。しかしながら、臨海部の池上、大師及び環総研においては他の調査地点と比較してベンゼンの年平均値が高く、また、臨海部では移動発生源の他に、ベンゼンを排出する固定発生源が多く存在していることから、今後の調査結果について注視していく必要がある。今後も固定発生源及び移動発生源の影響も考慮しながら、調査対象物質の追加や変更などの検討を適宜行いつつ、調査を継続していく。また、これまでに得られた調査結果についても、環境リスク評価に利用する等、行政施策立案の基礎資料として活用していく。

文献

- 1) 環境省:有害大気汚染物質測定方法マニュアル(2011)
- 2) 環境省:有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン(2013)
- 3) 環境省:平成27年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書(2016)
- 4) 藤田一樹、福永顕規、関昌之、原美由紀:川崎市における大気中揮発性有機化合物調査結果(2015年度)、川崎市環境総合研究所年報、第4号、31~37(2016)

表1 各調査地点における2016年度調査結果

単位：μg/m³

本研究所独自の調査地点

	調査対象物質	大気汚染防止法第22条に基づく常時監視地点				環境基準値 (指針値)	環総研
		池上	大師	中原	多摩		
優先 取組 物質	ベンゼン	1.5	1.3	0.81	0.89	3	1.1
	トリクロロエチレン	1.1	1.1	0.82	0.61	200	1.7
	テトラクロロエチレン	0.26	0.26	0.26	0.24	200	0.23
	ジクロロメタン	1.3	1.1	1.2	1.3	150	1.4
	アクリロニトリル	0.27	0.15	* 0.043	* 0.067	(2)	1.3
	塩化ビニルモノマー	* 0.020	* 0.033	* 0.013	* 0.019	(10)	* 0.049
	クロロホルム	0.23	0.21	0.22	0.48	(18)	0.24
	1,2-ジクロロエタン	0.089	0.088	0.086	0.090	(1.6)	0.092
	1,3-ブタジエン	0.34	0.16	0.071	0.076	(2.5)	0.93
	トルエン	6.8	6.3	6.0	17	—	5.4
	塩化メチル	1.4	1.4	1.3	1.4	—	1.3
有機 塩素 化合物 ※1	クロロエタン	* 0.076	* 0.088	* 0.090	* 0.084		0.077
	3-クロロ-1-プロペン	* 0.020	* 0.020	* 0.020	* 0.020		* 0.023
	1,1-ジクロロエチレン	* 0.027	* 0.027	* 0.027	* 0.027		* 0.026
	cis-1,2-ジクロロエチレン	* 0.021	* 0.021	* 0.021	* 0.021		* 0.020
	1,1-ジクロロエタン	* 0.018	* 0.018	* 0.018	* 0.018		* 0.018
	cis-1,3-ジクロロプロペン	* 0.052	* 0.052	* 0.047	* 0.060		* 0.055
	trans-1,3-ジクロロプロペン	* 0.046	* 0.046	* 0.045	* 0.045		* 0.048
	クロロベンゼン	* 0.030	* 0.033	* 0.030	* 0.030		* 0.031
	1,2-ジクロロプロパン	0.10	0.10	0.099	0.10		0.10
	塩化ベンジル	* 0.076	* 0.076	* 0.076	* 0.076		* 0.081
	1,1,2-トリクロロエタン	* 0.024	* 0.024	* 0.024	* 0.024		* 0.024
	m-ジクロロベンゼン	* 0.085	* 0.085	* 0.085	* 0.085		* 0.091
	p-ジクロロベンゼン	0.71	0.91	0.89	1.1		0.54
	o-ジクロロベンゼン	* 0.068	* 0.068	* 0.068	* 0.068		* 0.073
	1,1,2,2-テトラクロロエタン	* 0.036	* 0.036	* 0.036	* 0.036		* 0.031
	1,2,4-トリクロロベンゼン	* 0.081	* 0.081	* 0.081	* 0.081		* 0.085
	ヘキサクロロ-1,3-ブタジエン	* 0.061	* 0.061	* 0.061	* 0.061		* 0.060
※2	ブロモメタン	* 0.041	* 0.057	* 0.037	* 0.042		0.081
	1,2-ジブロモエタン	* 0.065	* 0.065	* 0.065	* 0.065		* 0.065
芳香 族炭 化水 素	スチレン	0.30	* 0.19	* 0.15	0.58		0.36
	エチルベンゼン	2.2	2.0	2.0	2.8		2.0
	m,p-キシレン	1.9	1.5	1.4	3.6		1.5
	o-キシレン	0.66	0.53	0.48	1.5		0.69
	3-エチルトルエン	0.77	0.79	0.53	0.91		0.50
	4-エチルトルエン	0.31	0.33	0.22	0.42		0.20
	1,3,5-トリメチルベンゼン	0.31	0.37	* 0.21	0.39		* 0.20
	1,2,4-トリメチルベンゼン	1.3	1.4	0.94	1.6		0.87
モ ン ト リ オ ー ル に お け る 特 定 物 質 議 定 書	CFC-11	1.5	1.4	1.4	1.4		1.4
	CFC-12	2.6	2.6	2.6	2.6		2.6
	CFC-113	0.53	0.53	0.53	0.53		0.53
	CFC-114	0.11	0.11	0.11	0.11		0.11
	1,1,1-トリクロロエタン	* 0.026	* 0.026	0.10	* 0.027		* 0.025
	四塩化炭素	0.52	0.53	0.52	0.52		0.54
	HCFC-22	1.7	1.4	1.3	1.3		1.4
	HCFC-142b	0.12	0.11	0.12	0.12		0.11
	HCFC-141b	0.28	0.18	0.18	0.17		0.17
	HCFC-123	* 0.027	* 0.027	* 0.031	* 0.027		* 0.025
HCFC-225ca	* 0.030	* 0.029	* 0.030	* 0.030		* 0.029	
HCFC-225cb	* 0.037	* 0.039	* 0.036	* 0.034		* 0.038	
※3	HFC-134a	0.71	0.65	0.65	0.73		0.60
※4	n-ヘキサン	1.6	1.3	0.87	1.7		2.7

※1：ただし、モントリオール議定書における特定物質及び代替フロンを除く

※2：有機臭素化合物、※3：代替フロン ※4：アルカン

*：年平均値が各月の検出下限値の最大値未満であることを示している

太枠：大気汚染防止法第22条に基づく調査結果

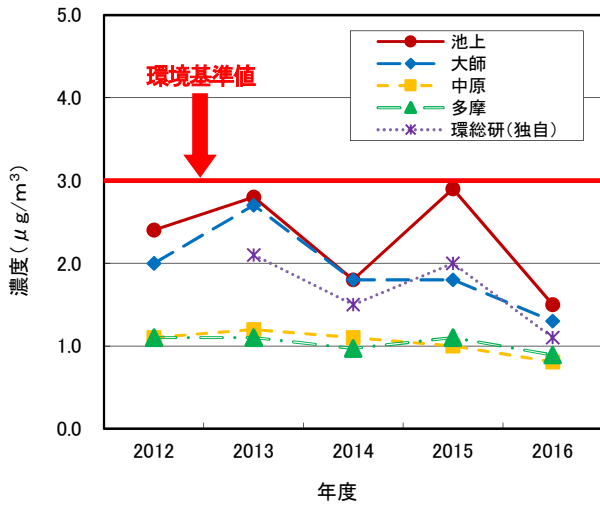


図4 ベンゼンの経年推移
 <環境基準値 3 μg/m³>

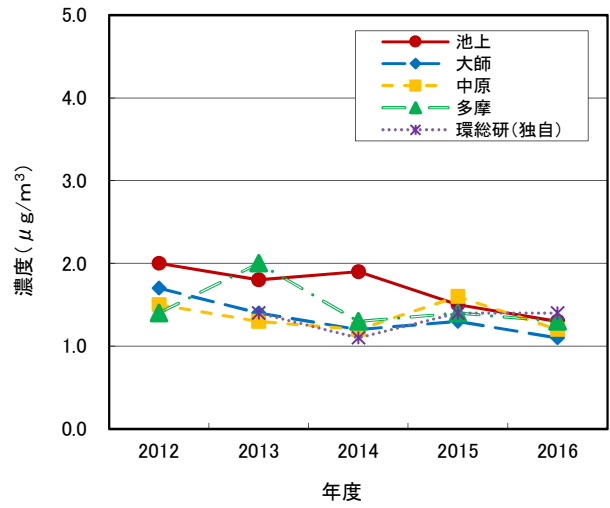


図7 ジクロロメタンの経年推移
 <環境基準値 150 μg/m³>

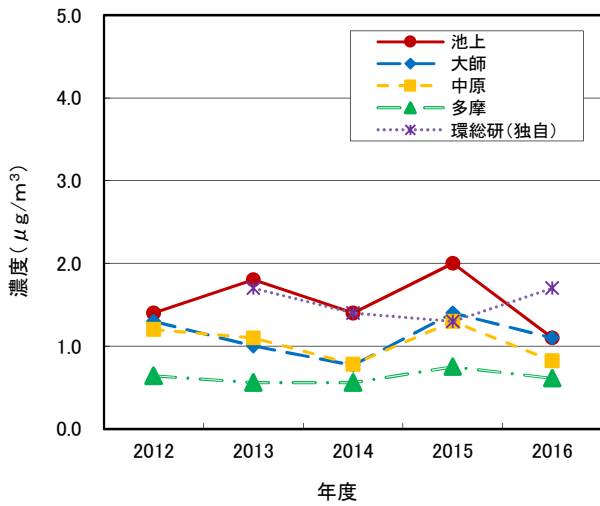


図5 トリクロロエチレンの経年推移
 <環境基準値 200 μg/m³>

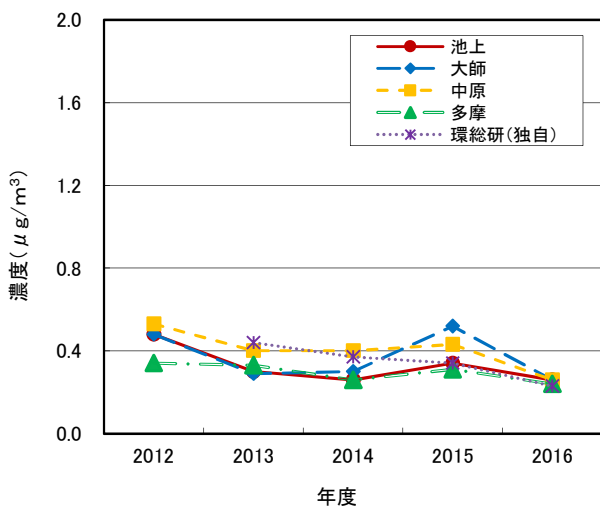


図6 テトラクロロエチレンの経年推移
 <環境基準値 200 μg/m³>

※池上、大師、中原及び多摩は大気汚染防止法第22条に基づく常時監視地点であり、環総研は独自の調査地点である。

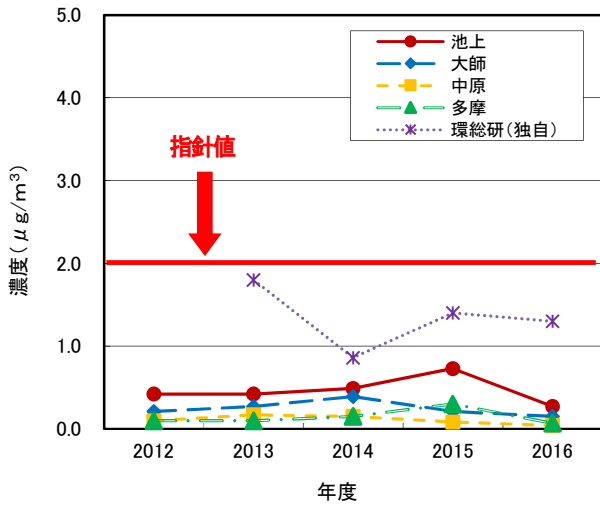


図8 アクリロニトリルの経年推移
 <指針値 2 μg/m³>

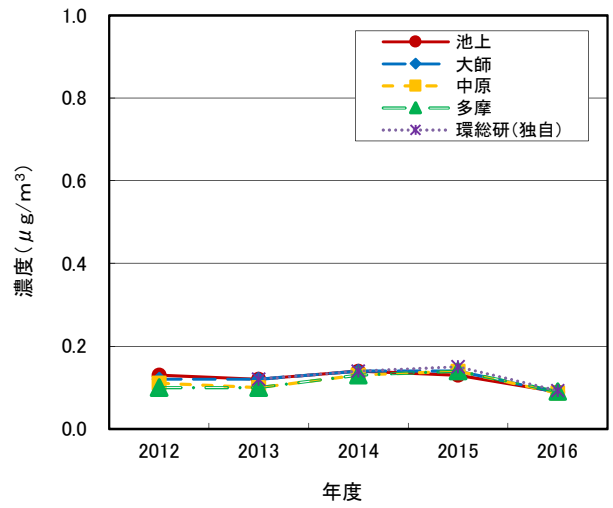


図11 1,2-ジクロロエタンの経年推移
 <指針値 1.6 μg/m³>

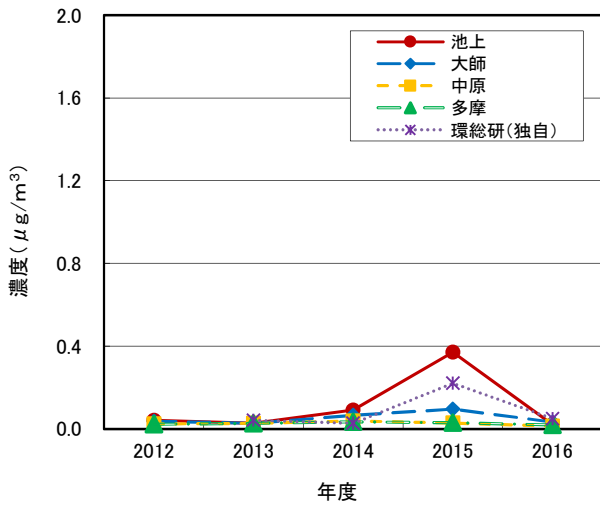


図9 塩化ビニルモノマーの経年推移
 <指針値 10 μg/m³>

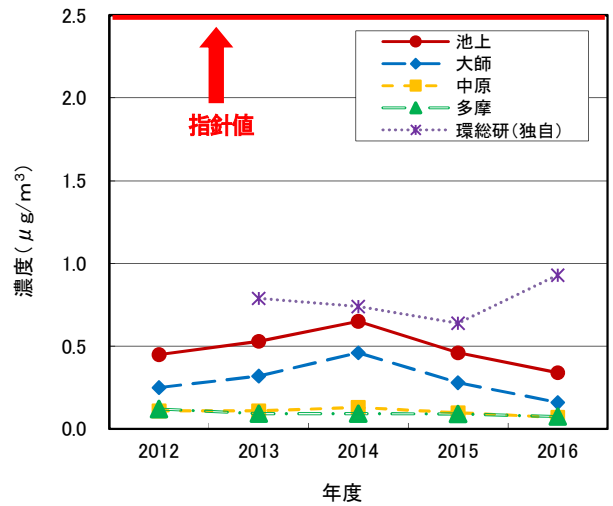


図12 1,3-ブタジエンの経年推移
 <指針値 2.5 μg/m³>

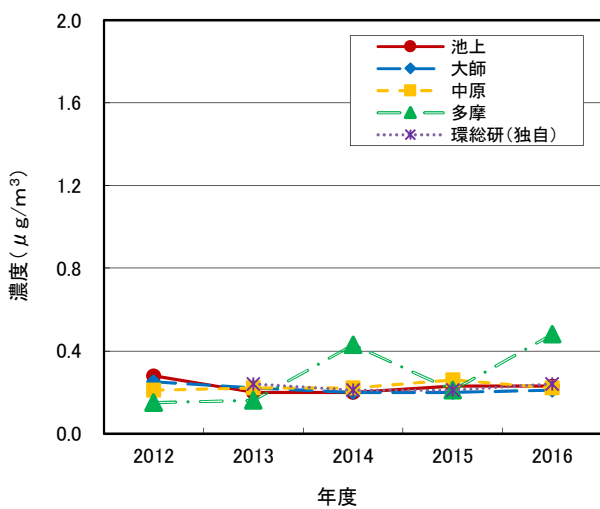


図10 クロロホルムの経年推移
 <指針値 18 μg/m³>

※池上、大師、中原及び多摩は大気汚染防止法第22条に基づき常時監視地点であり、環総研は独自の調査地点である。

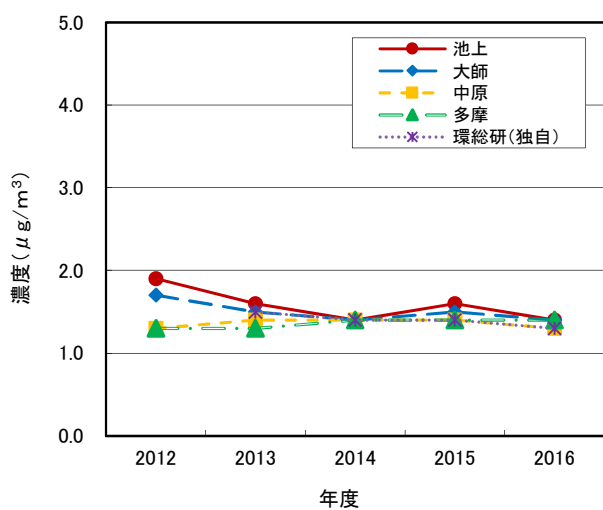


図13 塩化メチルの経年推移

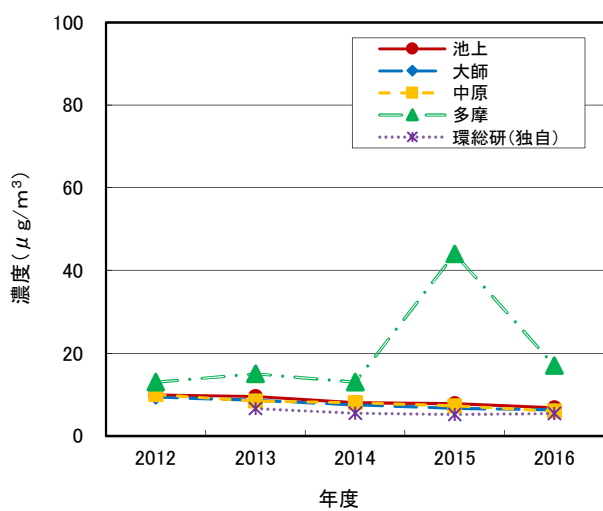


図14 トルエンの経年推移

※池上、大師、中原及び多摩は大気汚染防止法第22条に基づく常時監視地点であり、環総研は独自の調査地点である。